## 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査

・指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
・指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査フロ一図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
・指定居宅サービス事業者等の指定の取消し等の規定(介護保険法)・・・・・・ 30~	4 4
・令和元年度及び令和2年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例・・・45~	4 9
・業務管理体制の整備に関する届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
・業務管理体制の整備に関する検査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1

## 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

## 者 所 集団指導 対象事業者 集団指導 実施通知 原則として毎年度の4月1日現在指定を受けている ○一定の場所に対象事業者を召集し、講習会方 全ての事業者。ただし、保険医療機関等において介 式により指導 護保険法第 71 条の規定により事業者の指定があっ 〇指導内容 当該年度における指導及び監査の実施方 たものとみなされた事業者(みなし事業者)を除く。 出 席 実地指導における主な指導事項 指定等の基準及び介護給付等の算定方法 欠席した事業者に対しては個別に指導すること 介護保険制度の改正等の内容 <u>あり</u> 実地指導 対象事業者 実地指導 【一般指導】 〇指定事業所又は法人事務所の所在地等にお 全ての事業者の中から計画的に実施 いて、対象事業者から事前又は当日に提出 実施通知 【随時指導】 を受け、又は閲覧に供された書類等を審査 - 利用者又はその家族等からの苦情若しくは情報提又は するとともに、当該事業所等の管理者等か 当該事業所の従業者等からの通報若しくは情報提供が らヒアリングを行うことにより実施 寄せられているもののうち、特に緊急性の高いもの 〇指導内容 指導実施 - 保険者、国民健康保険団体連合会から情報提供を受け 【運営指導】 た事業者のうち、特に緊急性の高いもの 関係法令及び指定基準に照らし適切な運 • 介護給付適正化システムにおいて給付実績が特異傾向 営が行われているか確認し、適切でない 改善報告 を示す事業者のうち、その傾向が顕著なもの 運営が行われている場合は是正するよう - 利用者等からの苦情が多く寄せられている事業者 指導 実地指導の結果、改善が不十分な事業者のうち、再度 【報酬請求指導】 の指導により改善が見込まれるもの 報酬算定基準に照らし 再指導 ① 報酬の単位ごとの算定要件を満たして その他実地指導の必要性があると認められる事業者 を対象に実施 ② 保険給付の対象とならないサービスの 提供及び請求が行われていないか ③ 必要な人員等の体制が確保されている 指定取消し等の事由に該当する行為がなされ か(各種加算及び人員欠如減算等) たかあるいは疑われる場合、明らかに不正若 ④ 利用者ごとのケアプランに基づきサー しくは著しい不当等が疑われる場合又は度重 ビス提供が行われているか なる指導を行っても改善が行われない場合 等について確認、適切でない請求が行われ は、監査を実施 ている場合は是正するよう指導(必要に応 じて過誤調整) 監査 対象事業所 次のいずれかに該当する行為がなされたかあるいは疑 実施通知 実施の根拠法令及び目的、実施日、実施時間、 われる事業者 実施場所、監査担当者等をあらかじめ事業者 利用者に対する虐待がある に通知して実施。ただし、緊急を要するもの 指定基準に重大な違反がある 等については、当日通知して実施 サービスの内容に不正又は著しい不当がある 監査実施 ・介護報酬の請求に不正又は著しい不当がある 〇指定基準違反等が認められた場合、期限を定 ・報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられても めて基準を遵守すべきことを**勧告** 従わず、又は虚偽の報告をした 〇正当な理由がなく勧告に係る措置をとらな ・出頭を求められても応ぜず、質問に対して答弁せず、 かったときは、期限内にその勧告に係る措置 改善勧告 若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若 をとるべきことを命令 改善命令 しくは忌避した 〇期限を経過し、なお相当期間を経た後も改 不正の手段により事業者指定を受けた 善されない場合は、指定取消し等の処分対象 改善報告 監査の結果、不正の事実が確認された 場合等は、聴聞手続を経て行政処分 行政処分 【行政上の措置】 指定の取消し又は 指定の全部若しくは一部の効力 の停止 【経済上の措置】 不正受給した介護報酬の返還 及び加算金の徴収(40/100)

| 政消処分により事業者指定に係る欠格事由該当者となる者 | 当該指定政消し等に係る職局通知(行政手機法第15条)があった日前80日 以内に役員等 \* であった者 イ 業務を執行する(合名会社、合資会社、合同会社の)社員・(株式会社の)取締役・執行役又はこれらに準ずる者(社会福祉法人等の理事)ロ 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、イに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者 \* 専業者の使用人であって、事業者の事業所又は事業者が開設した施設を 管理する者 期限を経過し、なお相当期間を 経た後も改善されない場合は、 行政処分の対象 たび重ねて指導を行っても改善が行 われない場合は、監査へ移行  $\vdash$  $\vdash$  袻 仳 眖 曲 眖 《期限までに改善されな かった》 《期限内に改善されなか った》 《期限までに改善された》 《期限内に改善された》 怅 М 公 宗 (公報登載) 改善報告書 過誤調整 不適正な報酬算定 が見受けられる場 結果通知 結果通知 改善報告書 改善命令 行政処分 眖 保険者 処分通知 返還命令 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図 《期限内に改善されな かった》 → 個別指導 《期限内に改善された》 う指定取消し等の事由に該当する行為がなされたか あるいは疑われる場合 〇明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合 勧告に従わなかったとき公表 適正・おおむね適正 改善が必要 铌 指定の全部又 は一部の効力 の停止 返還額の確定 加算金の賦課 指定取消し 行政処分 《田田》 《久熙》 保険者 <u>、過誤調整</u> 不適正な報酬算定が 見受けられる場合 改善報告書 改善勧告 実地指導 集団指導 攤 保険者 直ちに指定取消し等には至ら ないが、改善が必要と認めら れる場合 指定取消し等の事由に該 wenterの上の報酬算に基準に照らい、報酬の単位ことの算定要件に合致しているが、保険者付の対象をなるないサービス提供であるにもかかります。報酬請求が行われていないが、また、各種加算については、必要な人員等の体制が確保されているが、利用者ごとのケアブランに基づきサービス提供が行われているが、利用者ごとのケアブランに基づきサービス、指使が行われているが、利用者ごとのアアブランに基づきサービス、有もアリングを行うとともに、適切でない請求が行われている事件に対すると思い、意思できない請求が行われている事件に、適切でない請求が行われている場合は、これを是に対するよう指導 指定事業者全体のレベルアップを図ることを主眼として、介護保険法・制度の趣旨・目・目的の周知及び理解の促進及び介護報酬に係る過誤・不正請求の防止の報点から算定要件等の周知等、介護保険制度の適正な運営を図る 「サービスの質の確保と向上」「利用者の尊厳の保持」「高齢者虐待防止法の趣旨」「適正な介護報酬の請求」等の観点から、事業所所在地において、関係書類の閲覧とアリングを元に指導 関係法令及び指定基準に照らし、適切な運営が行われているかどうかについて、関係書類の点検・検査及び関係者に対するヒアリングを行うとともに、適切でない運営が行われている場合は、これを是正するよう指導 当する場合 첱 指導の目的等 【報酬請求指導】 讇 [運営指導] ・利用者又はその家族等からの苦情若しく は精難提供とは指導業素のの後素者等か らの適報者しくは情報提供が寄せられて いるもののうち、特に緊急性の高いもの ・保険者・国民糧策保団体温合金から情 報提供を受けた事業者のうち、特に緊急 性の高いもの ・介護が適に化システムにおいて給付実 ・消熱が輸出にポンステムにおいて給付実 ・消熱が構成向を示す事業者のうち、その 係向が顕著なもの ・利用者に対する虐待が疑われるとき。 ・指定基準に重大な違反があると疑われる とき。 サービスの内容に不正又は著しい不当が ・分離報酬の請求に不正又は著しい不当が ・分離報酬の請求に不正又は著しい不当が ・ 教告と又は表達種の提出者しくは提示を ・ 動せられてよれに彼わず、又は確認の親 ・ 出頭を契められて、たれに応せず、質問に ・ 以又は確全を指し、第一次 に、又は確全を指し、第一次 に、以は確全をある。 に、以は確全をある。 に、以は確全をある。 に、以は確全をある。 に、以は確全をある。 に、これに応せず、質問に がして各分せず、若しくは趣過の整弁を し、又は確全をある。 に、以は確全をある。 に、以は確全をある。 に、以は確全をがられて、は一般では、質問に と、が疑われるとき。 ・ 所管市が必要と認めるとき。 【一般指導】 全事業者から別に定める基準により選定し、 計画的に実施 毎年度4月1日現在指定を受けている全て の事業者 对象事業者 对象事業者 【随時指導】 耞 辯 쎎 牽

29

## の 規 定【介護保険法】 定の取消し等 **の** 指 艸 粣 빠 K ٰٰٰٰٰ ٢ I 4 ₩ Щ 民 拡

条文(参照条文を大字で表記)	参照条文
(指定の取消し等) 第77条 都道府県知事は、次の各号のいず れかに該当する場合においては、当該指定 居宅サービス事業者に係る第41条第1項 本文の指定を取り消し、又は期間を定めて その指定の全部若しくは一部の効力を停 止することができる。	第70条第9項
第2項第4号から第5号の2まで、第 10号(第5号の3に該当する者のある ものであるときを除く。)、第10号の 2 (第5号の3に該当する者のある	
のであるときを除く。)、 <b>第11 号</b> (第 5 号の3に該当する者であるときを除 く。) 又は <b>第12 号</b> (第5 号の3に該当	発むか
する者であるときを除く。)のいずれ かに該当するに至ったとき。	第10号 6号ま7 第10号の 5第5号 第11号
	第12号 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 第5号の3 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の定めるとこ第5号の3 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下・・・「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当

該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限 る。・・・)を引き続き滞納している者であるとき。

当該指定の取消 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第77条第1項又は第115条の35条第6項の 規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過 しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定に 当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を 防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し れらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。・・・)又はその事業所を管理する者その他の て当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこ 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ 政令で定める使用人(以下「役員等」という。) であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、 よる通知があった日前60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、 管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、 ととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第77条第1項又は第115条の35第6項 の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経 過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規 該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。) であるとき。ただし、当該 指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事 実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該 事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該 定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないも 当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当 当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第6号の2

第7号 申請者が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の 規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 75 条第2項の規定に よる事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5 年を経過しないものであるとき。

条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省 **令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合に** おける当該特定の日をいう。)までの間に、第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止に 第7号の2 申請者が、第76条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第77 ついて相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

	第8号 第7号に規定する期間内に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の目前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第9号 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
(2) 指定居宅サービス事業者が、第70条 第9項又は第 11 項の規定により当該 指定を行うに当たって付された条件 に違反したと認められるとき。	第70条第9項 都道府県知事は、第6項又は前項の意見を勘案し、第41条第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。 第70条第11項 都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスにつき第1項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第41条第1項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
(3) 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しく は技能又は人員について、第74条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。	大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(4) 指定居宅サービス事業者が、第74条 第2項に規定する指定居宅サービス の事業の設備及び運営に関する基準 に従って適正な指定居宅サービスの事 業の運営をすることができなくなった とき。	大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(5) 指定居宅サービス事業者が、 <b>第74条 第6項に規定する義務</b> (2違反したと認 められるとき。	<b>第74条第6項</b> 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
(6) 居宅介護サービス費の請求に関し不 正があったとき。	

この頃において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示 第76条第1項 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅 を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者 等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る 事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を 第41条第1項本文 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護 という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」と いう。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用・・・について、居宅介護 を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」 サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以7 検査させることができる。 サービス費を支給する。 指定居宅サービス事業者が、不正の 指定居宅サービス事業者が、第76条 第1項の規定により報告又は帳簿書 をし、又は**同項の規定による検査**を拒 がその行為をした場合において、その 行為を防止するため、当該指定居宅サ 指定居宅サービス事業者又は当該指 れて応ぜず、同項の規定による質問に み、妨げ、若しくは忌避したとき。た だし、当該指定に係る事業所の従業者 手段により第41条第1項本文の指定 類の提出若しくは提示を命ぜられて これに従わず、又は虚偽の報告をした 定に係る事業所の従業者が、**第76条第** 1 頃の規定により出頭を求められてこ 対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁 ービス事業者が相当の注意及び監督を 尽くしたときを除く を受けたとき。 8 6 (

(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定 居宅サービス事業者が、この法律その 他国民の保健医療若しくは福祉に関 する法律で政令で定めるもの又はこれ らの法律に基づく命令若しくは処分に 当下1 キレキ

(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス 等に関し不正又は著しく不当な行為を したとき。 12) 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(13) 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

## | 介護保険法施行令第35条の5各号

精神保健福祉士法 言語聴覚士法 発達障害者支援法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 義胺装具土法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 生活保護法 社会福祉法 知的障害者福祉法 医師法 歯科医師法 保健師助産師看護師法 歯科衛生士法 医療法 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 国家戦略特別区域法 難病の患者に対する医療等に関する法律 公認心理師法 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 臨床研究法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 子ども・子育て支援法 高齢者の医療の確保に関する法律を会福祉士及び介護福祉士法 乏薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 薬剤師法 老人福祉法 **高齢者/虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律** 児童福祉法 栄養士法 理学療法士及び作業療法士法 健康保険法

## 指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文(参照条文を大学で表記)	参 照 条 文
(指定の取消し等) 第115条の9 都道府県知事は、次の各号の いずれかに該当する場合においては、当該 指定介護予防サービス事業者に係る第53 条第1項本文の指定を取り消し、又は期間 を定めてその指定の全部若しくは一部の 効力を停止することができる。	
(1) 指定介護予防サービス事業者が、第 115 条の2第2項第4号から第5号の 2まで、第10号(第5号の3に該当す る者のあるものであるときを除く。)、 第10号の2(第5号の3に該当する者	<ul><li>第115条の2第2項</li><li>第4号 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</li><li>第5号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</li><li>第5号の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を終われている。</li></ul>
11 号 (第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は <b>第12 号</b> (第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。	第10号 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護)である指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第10号の2 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第11号 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 第12号 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 第12号 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。
	第5号の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。 到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。 第6号 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第115条の9第1項又は第115条の35条第6項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政を起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して

の取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本 日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であると 文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるも 5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった き。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由と なった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備について のに該当する場合を除く。

申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第 115 条の 9 第 1 項又は第 115 から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行 となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備につい とき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由 条の35 第6項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日 政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算し て5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があっ た日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)である ての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号 本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定める ものに該当する場合を除く。 第6号の2

第7号 申請者が、第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 115 条の5 第2 頃の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から 起算して5年を経過しないものであるとき。

厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知 申請者が、第115条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき 第 115 条の9第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として した場合における当該特定の日をいう。)までの間に、第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当 同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又 は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当 該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第8号 第7号に規定する期間内に第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、 該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第7号の2

申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第115条の2第6項 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第53条第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。	大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	<b>第115条の4第6項</b> 指定介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。	第115条の7第1項 都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定介護予防サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者がして質問させ、若しくは当該指定介護予防
<ul><li>(2) 指定介護予防サービス事業者が、第 115 条の2第6項の規定により当該指 定を行うに当たって付された条件に 違反したと認められるとき。</li></ul>	(3) 指定介護予防サービス事業者が、当 該指定に係る事業所の従業者の知識若 しくは技能又は人員について、第 115 条の4 第 1 項の都道府県の条例で定 める基準又は同項の都道府県の条例 で定める員数を満たすことができなく なったとき。	(4) 指定介護予防サービス事業者が、第 115 条の4第2頃に規定する指定介護 予防サービスに係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基準 又は指定介護予防サービスの事業の 設備及び運営に関する基準に従って適 正な介護予防サービスの事業の運営を することができなくなったとき。	<ul><li>(5) 指定介護予防サービス事業者が、第 115 条の4第6項に規定する義務に違 反したと認められるとき。</li><li>(6) 介護予防サービス費の請求に関し不 正があったとき。</li></ul>	<ul><li>(7) 指定介護予防サービス事業者が、第 115 条の7第1項の規定により報告又 は帳簿書類の提出若しくは提示を命 ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報 告をしたとき。</li></ul>

'99 法律

- サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その 設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- (8) 指定介護予防サービス事業者又は当 該指定に係る事業所の従業者が、第 115 条の7第1項の規定により出頭を 求められてこれに応ぜず、同項の規定 による質問に対して答弁せず、若しく は虚偽の答弁をし、又は同項の規定に よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避 したとき。ただし、当該指定に係る事 業所の従業者がその行為をした場合に おいて、その行為を防止するため、当 該指定介護予防サービス事業者が相当 の注意及び監督を尽くしたときを除
- (9) 指定介護予防サービス事業者が、不 正の手段により第53条第1項本文の 指定を受けたとき。
- 10) 前各号に掲げる場合のほか、指定 介護予防サービス事業者が、この法律 その他国民の保健医療若しくは福祉 に関する法律で政令で定めるもの又 はこれらの法律に基づく命令若しくは 処分に違反したとき。

第53条第1項本文 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要支援被保 険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る介 護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス (以下「指定介護予防サービス」という。)を受けたと き・・・は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用・・・について、介護予防サービ ス費を支給する。

## 介護保険法施行令第35条の5各号

精神保健福祉士法 言語聴覚士法 発達障害者支援法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 義胺装具土法 知的障害者福祉法 健康保険法。児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 国家戦略特別区域法 難病の患者に対する医療等に関する法律 公認心理師法 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 臨床研究法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 子ども・子育て支援法 理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 生活保護法 社会福祉法 **高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律** 

か、指定 居宅サー 不当な行	業者が決 役員等の の全部若 ようとす ビス等に 為をした	業者が決 おいて、 は指定の 止をしよ 宅サービ 当な行為
(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。	<ul><li>(12) 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</li></ul>	(13) 指定介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の主会的若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

## 指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文 (参照条文を大字で表記) (指定の取消し等) 第84条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅 介護支援事業者に係る第 46 条第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部できる。 (1) 指定居宅介護支援事業者が、第79条 第73 (1) 指定居宅介護支援事業者が、第79条 第73 (1) 指定居宅介護支援事業者が、第79条 第3 (1) 指定居宅介護支援事業者が、第79条 第3 (2 第8号 (同項第4号の3に該当するものであるときを除く。) のいずれか 第4 (1 2 数当するに至ったとき。) のいずれか 第4 (1 2 数当するに至ったとき。) のいずれか 第5 5 第5	<ul> <li>参 照 条 文</li> <li>第79条第2項</li> <li>第3号の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その勢行を終わり、又は勢行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</li> <li>第4号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その勢行を終わり、又は勢行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</li> <li>第4号の2 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その勢行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</li> <li>第6号 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号の2から第5号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものたるものたるとき。</li> <li>第9号 申請者が、民政終件等について、当該申請をした日の前日までは、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間におたり、当該処分を受けた日がら正当な理由なく3月以上の期間におたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。</li> <li>第6号 申請者が、第94条第1項又は第11条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算してあると管し、自当数指定を取り消された者が込んである場合においては、当該取消しの日から起算して各種過しない者「当該指定を取り消された者が込んである場合においては、当該取消しの日から起算して5年を経過してかると取り消された者が決しての役員等であった者で当該取消して5年を経過してない者があった。当該が指され、当該指定を取り消された者が決して3を5人の役員等であった者で当該取消して5年が経過して50円は10円があったと取り消された者が決して30円は10円があった。</li> </ul>
内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、	内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、
当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当	当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当

	当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 現6 号 申請者が、第 84 条第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の 規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 82 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。 第 6 号の 2 申請者が、第 83 条第 1 項の規定による検査が行すがた 日から聴聞決定予重と (当該検査の結果に基づき第 84 条第 1 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省 令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行すがた 日から聴開決定きたるととが見いまれる日として厚生労働省 今で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行けながた日から聴聞をたるととる 日当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第 6 号の 3 第 6 号に規定する期間内に第 82 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第 7 号 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
(2) 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第81条第1項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。	<b>第81条第1項</b> 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員 を有しなければならない。
(3) 指定居宅介護支援事業者が、第81条 第2項に規定する指定居宅介護支援 の事業の運営に関する基準に従って適 正な指定居宅介護支援の事業の運営を することができなくなったとき。	第81条第2項 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。
<ul><li>(4) 指定居宅介護支援事業者が、第81条 第6項に規定する義務に違反したと認 められるとき。</li></ul>	<b>第81条第6項</b> 指定居宅介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(5) 第28条第5項の規定により調査の 委託を受けた場合において、当該調査 の結果について虚偽の報告をしたと き。

- (6) 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。
- (7) 指定居宅介護支援事業者が、第83条 第1項の規定により報告又は帳簿書 類の提出若しくは提示を命ぜられて これに従わず、又は虚偽の報告をした
- (8) 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第83条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

- という。)又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに委託することができ 第28条第5項 市町村は、前項において準用する前条第2項の調査を第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、 地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設(以下この条において 「指定居宅介護支援事業者等」
- 市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46 条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせる ことができる。
- 第27条第2項 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身 の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、 市町木は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。

第83条第1項 市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であ った者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この頃において「指定居宅介護支援事業者であった者 等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に 係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して 質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅介護支援の事業に関係 のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- (9) 指定居宅介護支援事業者が、不正の 手段により第 46 条第1項の指定を受 りたとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき.
- (12) 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部者しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

第46条第1項 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者(以下「指定居宅介護 支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅 **介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居 宅介護サービス計画費を支給する。** 

## 介護保険法施行令第35条の5各号

情神保健福祉士法 = 言語聴覚士法 発達障害者支援法 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 義肢装具土法 知的障害者福祉法 健康保険法 児童福祉法 栄養士法 医師法 歯科医師法 保健師助産師看護師法 歯科衛生士法 医療法 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 国家戦略特別区域法 難病の患者に対する医療等に関する法律 公認心理師法 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 臨床研究法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 子ども・子育て支援法 理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 生活保護法 社会福祉法 **高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律** 

[33 法律]

## その他の指定の取消し等の規定【介護保険法】

参 照 条 文	第4項 都道府県知事は、介護サービス事業者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規 定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告 を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。	第1項 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者・・・指定居宅介護支援事業者・・・指定介護予防サービス事業者・・・の指定・・・を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に	関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利 用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当 該介護サービスを提供する事業所・・・の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。 第3項 都道府県知事は、第1項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業 者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。
条文(参照条文を <b>太字</b> で表記)	(介護サービス情報の報告及び公表) 第 115 条の 35 6 都道所県知事は、指定居宅サービス事業業者・・・指定介護予防サービス事業者・・・・が <b>第 4 項の規定による命令</b> に従わないときは、当該指定居宅サービス事業業者・・・指定介護予防サービス事業者・・・の指定・・・を取り消し、又は	期間を定めてその指定・・・の全部若しくは一部の効力を停止することができる。	7 都道府県知事は、・・・指定居宅介護支援事業者・・・が第4項の規定による命令に従わない場合において、当該・・・指定居宅介護支援事業者・・・の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

# 令和元年度及び令和2年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例(大阪府内)

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消し・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
大阪府	指定の取消し (H31.4.1)	通所介護	事業開始時より、生活相談員2名のうちの1名について虚偽の記載をし、指定を受けた。また、指定後、この生活相談員が勤務している実態もないにもかかわらず、介護報酬を請求した。	第77条第1項 第9号	なし
大阪府	指定の取消し (H31.7.1)	訪問看護	利用者 A 氏について、主治の医師による指示を受けることなく事業所の判断により指定訪問看護を提供し、平成 29 年 4 月 3 日から平成 31 年 2 月 28 日までの間、当該利用者に係る 376 回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。利用者 B 氏について、本件事業所の看護職員が指定訪問看護を提供していないにもかかわらず、当該職員が提供したとし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 17 日までの間、当該利用者に係る 267 回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。	第77条第1項 第4号及び第 6号、第115条 の9第1項第 10号	不正請求に係る 返還額 2, 349, 859 円 (加算金含まず)
大阪府	指定の効力の 一部停止3か月 (R1.8.1~10.31)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備並びに訪問介護員等の業務の実施状況の把握について、平成 30 年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。	第 77 条第 1 項 第 4 号	なし
大阪府	指定の効力の 一部停止3か月 (R1.12.1~R2.29)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備について、平成 30 年の実地指導に おいて指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。	第 77 条第 1 項 第 4 号	なし
大阪市	指定の取消し (R1.10.31)	訪問介護	法人代表者であり居宅介護支援事業の管理者兼介護支援専門員が、その立場を利用して、利用者 12 名に対し、平成 29 年 2 月から平成 31 年 2 月までの間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのように装い、介護報酬を不正に請求し、受領した。また、その不正を隠ぺいするために、虚偽作成したサービス提供票を虚偽作成する前の情報に書き替え、証拠書類の処分を図った。	第 77 条第 1 項第 6 号	不正請求に係る 返還額 5,965,971円 (加算金含む)

介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービスと一体的に運営す の9第1項第 なし る指定訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。 6号	新規指定の申請に当たり、実際の勤務予定者が1名(管理者兼サービス提供責任者)のみであるにもかかわらず、訪問介護員として実在しない。第77条第1項し、勤務予定者として提出することにより、人員基準を満たしているように装って事業所の指定を受けた。 上記の実在しない訪問介護員のうち1名が退職したとして事業の休第115条の45上記の実在しない訪問介護員として更に実在しない1名分の資格を証する第5号及とすることで人員基準を満たしているように装って事業の再開を届け出た。	新規指定申請時に人員基準を満たさないことが明らかであるにも関わ 第6号、第7 らず人員基準に合わせた虚偽の申請書類を提出し、指定を受けた。 号、第8号及び 不正請求に係る また、処遇改善加算の算定要件を満たしていないにも関わらず不正に 第9号 返還額 加算を請求した。 第115条の 45 (50,298 円 監査時において、虚偽申請のつじつまを合わせるために、書類を改ざ の9第1項第 (加算金含まず) んしたうえ、虚偽の答弁を行った。 号 の9第1項第 (加算金含まず) 号
介護予防型 訪問サービス 生活援助型 訪問サービス	訪問介護 (第1号事業含む)	通所介護 (第1号事業含む)
指定の取消し (R1.10.31)	指定の取消し (R1.12.1)	指定の効力の 一部停止6か月 (R2.1.1~6.30)
大阪市	東大阪市	形 图 甲

₩ ₩	条 円 🤈	※ E <sup>(</sup> )
不正請求に係る 返還額 464, 032 円 (加算金含まず)	不正請求に係る 返還額 48,239,048 円 (加算金含む)	不正請求に係る 返還額 11,984,377円 (加算金含む)
第 77 条第 9 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	第77条第1項 第6号 第115条の45 の9第6号	第77条第1項 第6号 第115条の45 の9第2号
・実地指導に対する改善報告を提出する際、全利用者について自主点検 を行いサービス提供記録がない請求を過誤調整するよう指導を受けて いたにもかかわらず、複数の利用者について過誤調整及び報告をしな かった。 ・サービス提供記録にサービスを断られた記録があるにもかかわらず、 介護給付費を不正に請求し受領した。 ・サービス提供実績の記録がないにもかかわらず、介護給付費を不正に 請求し受領した。 ・同一利用者に対し別のヘルパー名で同一時刻のサービス提供記録があ り、サービス提供者が不明なものについて、介護給付費を不正に請求 し受領した。 ・一人のヘルパーが、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した 記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護 給付費を不正に請求し受領した。 ・2時間未満の間隔でサービス提供をしたにもかかわらず、所要時間の 合算を行わずに、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・身体介護のサービス提供について、算定する時間に満たないものを不 正に請求し受領した。	利用者 20 名について、2017 年(平成 29 年) 1 月から 2019 年(令和元年) 9 月まで間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのようにサービス提供票に実績を架空に計上し、介護給付費を不正に請求し受領した。	実際には提供していないサービスを提供したかのように虚偽の提供記録等を作成し、介護給付費及び介護予防給付費を請求し、受領した。実際には行っていない介護職員に対する処遇改善の実績を報告し、介護職員処遇改善加算を不正に請求し受領した。
訪問介護	訪問介護 (第1号事業含む)	訪問介護 (第1号事業含む)
指定の効力の 全部停止3か月 (R1.8.1~10.31)	指定の取消し (R2.4.30)	指定の取消し (R2.10.11)
大 干	大阪市	場市

重 不正請求に係る 返還額 5 1,835,363円 た (加算金含む)	<b>また</b> くま	ずなし
第77条第1項 第6号及び第 10号 第115条の45の9第2号及	第77条第1項 第7号及び第 8号 法第 115条の もの9第1項 第6号	第 84 条第 1 項第 11 号
・複数回にわたり、実際には提供していないサービスについて、サービス提供記録等の書類を作成したうえ、その報酬を不正に請求し、受領した。 ・一部の利用者について同一建物減算を適用せず報酬を不正に請求し、受領した。 ・指定に係る事業所とは別に所在する施設内に事業所としての実体を有するサービス提供の拠点を設け、当該施設に居住する利用者に対し、同所を拠点としてサービス提供を行った。	令和元年 11 月8日より実施した監査において、法人代表者に帳簿書類その他の物件の提出を求めたが、これに従わなかった。 監査において、市から事実確認をするために再三連絡をしたが、これに応じず、事業所の営業の所在を不明な状態にし、監査の進行を妨げた。	法人代表者であり管理者兼介護支援専門員が、その立場を利用して、利用者 12 名に対し、平成 29 年 2 月から平成 31 年 2 月までの間、実際に行われていた訪問介護サービスに単位数を追加して虚偽作成した「給付管理票」を大阪府国民健康保険団体連合会に提出することにより、同法人が運営している訪問介護事業所における介護報酬の不正請求をほう助した。また、その不正を隠ぺいするために、虚偽作成した給付管理票を虚偽作成する前の情報に書き替え、証拠書類の処分を図った。
訪問介護 (第1号事業含む)	訪問介護 (第1号事業含む)	居宅介護支援
指定の効力の 全部停止6か月 (R3.2.1~7.31)	指定の取消し (R2.8.31)	指定の取消し (R1.10.31)
東大阪市	柏原市	大阪市

不正請求に係る 返還額 1,590,092 円 (加算金含む)	不正請求に係る 返還額 4,820,000円 (加算金含む)
不正請求に係 返還額 1,590,092円 (加算金含む)	不正請求に係 返還額 4,820,000 円 (加算金含む)
第84条第1項第6号	第84条第1項第6号
・特定事業所加算(皿)の算定にあたっては専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員2名の人員配置を要するが、そのうち1名は同法人の運営する有料老人ホームの業務に従事していたにも関わらず、平成31年1月15日に特定事業所加算(皿)の基準に適合しているものとして届出を行い、平成31年2月から平成31年4月までの期間に利用者65名に対し特定事業所加算(皿)の指定居宅介護サービス計画費を不正に請求し、受領した。・特定事業所加算(Ⅱ)の算定にあたっては専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員3名の人員配置を要するが、そのうち1名は同法人の運営する有料老人ホームの業務に従事していたにも関わらず、平成31年4月8日に特定事業所加算(Ⅱ)の基準に適合しているものとして届出を行い、令和元年5月から令和元年11月までの期間に利用者121名に対し特定事業所加算(Ⅱ)にかかる特定事業所加算(Ⅲ)分を超える部分の指定居宅介護サービス計画費を不正に請求し、受領した。	居宅介護サービス計画費の請求において、以下のとおり、運営基準減算に該当する状態にあるにもかかわらず、当該減算をすることなく不正にこれを請求した。 ・モニタリング結果を記録していない又はサービス担当者会議を開催していない。(利用者 49 名分) ・サービス提供の開始に際し、複数事業者の紹介に関する事項及び選定理由の求説明に関する事項について文書交付による説明を行っていない。(利用者2名分)
居宅介護支援	居宅介護支援
指定の効力の 全部停止3か月 (R2.6.30~9.29)	指定の取消し (R2. 8. 1)
熊田田	東大阪市

## 令和3年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る 届出書の届出先が一部変わります

指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、 原則都道府県知事から中核市の長へ変更となります。

なお、この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正されました。

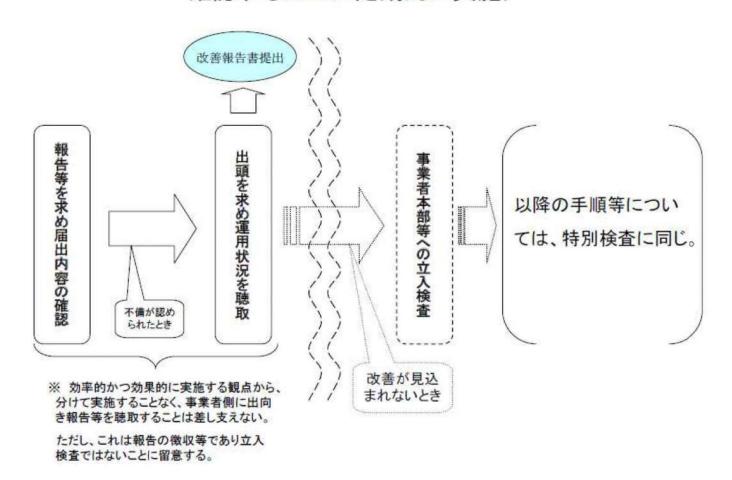
区分	届出先 (現行)	届出先 (令和3年4月1日以降)
① 指定事業所が三以上の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に 所在し、かつ、二以下の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の 都道府県知事	主たる事務所の所在地の 都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にの み所在する事業者	指定都市の長	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ 所在する事業者 (※)	都道府県知事	中核市の長
	<b>都道府県知事</b> 市町村長	<b>中核市の長</b> 市町村長

(※)指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く(届出先は都道府県知事のまま)



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

## 【一般検査】(届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を 確認するために定期的に実施)



## 【特別検査】(指定介護サービス事業所の指定取消処分 相当事案が発覚した場合に実施)

